

### 庄内北部定住自立圏共生ビジョン(案)への意見募集(パブリックコメント)

●お問い合わせ／市政推進課  
政策推進係 ☎26-5704

意見募集期間／3月4日(水)～23日(月)  
公表資料の備え付け場所／市役所2階政策推進課、市役所1階行政情報閲覧コーナー、各総合支所地域振興課

意見を提出できる方／本市に住所を有する方、本市に事務所や事業所を有する方、本市の事務所や事業所に勤務する方、本市の学校に在学する方、本市に納税義務のある方、意見募集に係る事案に利害関係を有する方

意見の提出方法／直接持参するか、郵便、ファクシミリ、Eメールで  
〒998-8540 (住所不要)、酒田市政策推進課へ ☎26-3688、Eメール seisaku@city.sakata.lg.jp

◆詳しくは公表資料をご覧ください。公表資料は市ホームページに掲載します。

### 希望ホール自主事業の企画運営グループ員、当日ボランティアスタッフ募集

●お問い合わせ／希望ホール  
☎26-5450

あなたの手で、希望ホール自主事業(希望ホールの独自イベント)の企画運営をしてみませんか。公演当日のボランティアスタッフも同時募集します。

募集する部門と人数／①自主事業を企画運営するグループ員で、ピュラー班・クラシック班・演劇班の3グループ計20人程度(現在加入しているグループ員と一緒に活動になります) ②自主事業公演当日のボランティアスタッフ20人程度

応募資格／①のみ希望ホールの事業企画、全国への発信に意欲があり、月1回程度の会議(夜間)の出席、公演当日の諸業務が可能  
な方 ①②共通)庄内地域在住の18歳以上の方(高校生を除く)で、無償で協力できる方(報酬、交通費はありません)

活動内容／①自主事業の企画、公演に向けた各種準備、公演当日の会場内外の諸業務など ②公演当日の会場整理、入場受け付けなど  
申し込み／3月3日(火)～20日(金)

(月曜日を除く)に、所定の申込書に必要事項を記入し、希望ホール事務室へ持参。または、はがき、ファクシミリに住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号、希望する部門(以上必須)、応募にあたっての抱負や意見およびこれまでの文化関係の活動歴(任意)を記入し、〒998-0043、酒田市本町二丁目2-10、希望ホールへ  
☎26-5452

◆所定の申込書は希望ホールにあるほか、希望ホールのホームページからもダウンロードできます。  
◆宗教活動や営利などを目的とする方は応募できません。

### 酒田市消防団員募集

—自分たちのまちは自分たちで守る—  
●お問い合わせ／市危機管理課  
危機管理係 ☎26-5701、  
消防本部警防課 ☎61-7115、  
各総合支所地域振興課

近年、消防団員数は減少傾向にあり、団員の高齢化が進んでいることから、本市では将来の担い手となる若い消防団員の確保に取り組んでいます。地域防災のリーダーであるという誇りを胸に、多くの人が自分の仕事を持ちながら活動しています。あなたの力を消防団

活動に役立ててみませんか。  
応募資格／本市在住の18歳以上で心身共に健康な男女  
活動内容／【非常時の活動】火災時の消火活動、災害時の救助・救出活動、避難誘導や広報活動、不明者の捜索活動など【平常時の活動】規律訓練や消防操法による放水訓練、車両やポンプ・資機材の点検、防火指導や広報巡回の予防活動など

待遇など／市の基準による年額一定額の報酬、災害時の出勤手当、公務災害補償、退職報償金、活動に必要な制服など貸与、表彰など  
◆消防団員の身分は、非常勤の特別地方公務員です。

申し込み／所定の申込用紙に必要事項を記入し、市役所2階危機管理課、平田総合支所2階消防本部警防課、各総合支所地域振興課のいずれかへ持参

◆申込用紙は右記の申し込み先にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。



▲酒田市消防団  
ウェブサイトQRコード

## 市営住宅・公共賃貸住宅 入居者募集

●お問い合わせ／市建築課公営住宅係 ☎26-5747

資格／本市在住か本市に勤務先があり、市税などの滞納がなく、現在同居または同居しようとする親族がいて、収入が公営住宅法の基準に適合する方▼入居日／4月24日(金)▼家賃／収入による▼敷金／家賃3か月分▼申し込み／3月9日(月)～17日(火)に申込書を市役所3階建築課公営住宅係または各総合支所建設産業課へ。申込書は窓口で記入し、その場で提出することができます

### 〔市営住宅〕

募集住宅	所在地	募集戸数	畳数・階数など
八森団地	市条字上川原	1	8.6.6.6.LDK 1階①
松山サンハウス	字山田	1	8.8.6.6.DK 1階①

◆抽選の際、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などは優先措置（2回抽選）があります。

〔公共賃貸住宅〕  
収入月額が15万8千円を超え25万9千円以下の方を対象にしたファミリー向けの住宅です。

募集住宅	所在地	募集戸数	畳数・階数など
住吉住宅	光ヶ丘二丁目	1	4.5.4.5.3.3.3.3.1階
千日住宅	住吉町	1	6.3.3.DK 1階
新橋五丁目住宅	新橋五丁目	1	6.3.3.DK 1階
第一川南アパート	若宮町一丁目	1	6.6.3.3.3.3.1階
第二川南アパート	若宮町一丁目	1	6.4.5.4.5.3.3.1階
第三川南アパート	若宮町一丁目	1	6.6.4.5.3.3.1階
第四川南アパート	若宮町一丁目	1	6.6.4.5.3.3.1階
富士見町第一アパート	富士見町二丁目	1	6.6.4.5.3.3.1階
大町第六アパート	東大町三丁目	1	3.7.5.6.6.6.DK 1階
旭新町第五アパート※	旭新町	1	10.6.DK 1階
八森団地	市条字上川原	1	6.8.6.6.LDK 1階
小泉団地	市条字道南	1	6.6.4.5.3.3.1階
城西団地	字山田	1	8.7.5.6.LDK 1階
片町住宅	字片町	1	8.6.6.DK 1階
飛鳥第一団地	飛鳥字契約場	1	8.6.6.LDK 1階

※高・介・障：65歳以上の高齢者、要介護認定者、障がい者（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A）がいる世帯（単身不可）  
KII台所 DII食事室 LII居間  
①II駐車場1台有り

## 軽自動車などの廃車、名義変更 減免の手続きはお早めに

●お問い合わせ／市税務課税制係 ☎26-5711

軽自動車税は4月1日現在、軽自動車やバイク、農耕用トラクターなどを所有している方に課税されます。人に譲ったり、盗難に遭ったり、スクラップにしたりした後も、名義変更や廃車の手続きをしないと、所有者だった方に課税されます。この税は月割課税の制度ではないため、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても税金は戻りません。

身体や精神に障がいのある人が所有する軽自動車などについて、一定の要件に該当する場合、軽自動車税が減免されます。

### 減免制度

◆②③④の手続きは、山形県自家用自動車協会酒田支部（日の出町一丁目） ☎24-3367でも代行しています（代行手数料別途必要）。

### ●手続きの窓口

軽自動車などの種類	諸手続の受付窓口	電話番号
①原動機付自転車 小型特殊自動車	市民課（市役所1階） 各総合支所地域振興課	市民課 26-5723
②2輪の軽自動車 （125ccを超え250cc以下）	全国軽自動車協会連合会 山形県事務取扱所庄内支所 （三川町）	0235-68-0611
③2輪の小型自動車 （250ccを超える）	東北運輸局山形運輸支局 庄内自動車検査登録事務所 （三川町）	ヘルプデスク 050-5540-2014
④軽自動車 （2輪を除く）	軽自動車検査協会山形事務所 庄内支所（三川町）	コールセンター 050-3816-1836

新たに減免を受けようとする方や、変更があった場合は、市税務課または各総合支所地域振興課へ申請してください。平成27年度の減免申請の手続きは、5月25日(月)までです。既に減免を受けた車両は、申請内容に変更がなければ再度申請を行う必要はありません。

減免を受けられる車両は普通自動車を含め、1人1台だけです。普通自動車の減免を受ける方は、軽自動車税の減免消滅の届け出が必要で、必要なもの／印鑑、身体障害者手帳など、運転免許証、車検証など